

表

_____年____月____日発行第_____号(_____年____月____日まで有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

(写真)

刻
印

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第28条第2項の規定による
 立 入 検 査 証
 _____(発行権者) 印

裏

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律抜粋

第28条 国土交通大臣は、保険等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又はその職員に、保険法人の事務所に立ち入り、保険等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に掲示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。